

令和3年4月以降に発生した果樹の凍霜害及び雹害 に対する支援対策について

令和3年8月
農林水産省

①技術的指導

凍霜害被害の予防、生産量確保のための技術指導通知の発出

②凍霜害、雹害等防止のための設備設置費用の支援

果樹経営支援対策による防霜ファン（防霜）、かん水設備（防霜）、多目的防災網（防雹他）設置費用の支援

③被災農業者の運転資金や設備投資等の融資

被災農業者等の経営復旧に向けて、長期・低利な農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金（運転資金・施設資金）により支援関係金融機関に対し、新規融資に際して円滑な融通が図られるとともに、既往債務に関して償還猶予等の措置を適切に講ずるよう要請

④被災果実の分別収穫・出荷や消費拡大の支援

凍霜害、雹害の被害状況の把握を踏まえて「自然災害被害果実加工利用促進等対策事業」を活用した、被災果実の選別等に発生する経費を支援

⑤果樹共済、収入保険による支援

自然災害時の損失をカバーするセーフティネットである、果樹共済、収入保険により、凍霜害等による損失を補てん

※このほか、各都道府県において、栽培管理等の技術指導に加えて、肥料や農薬等の資材費に対する補助を実施